

令和8年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の1～5の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- 1 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
 - 2 ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ※
 - 3 ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - 4 その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯
 - 5 夫婦の双方が、申請日までに次のいずれかの講座を受講
①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケアに関する講座
③医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④共家事・子育て講座
- ※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

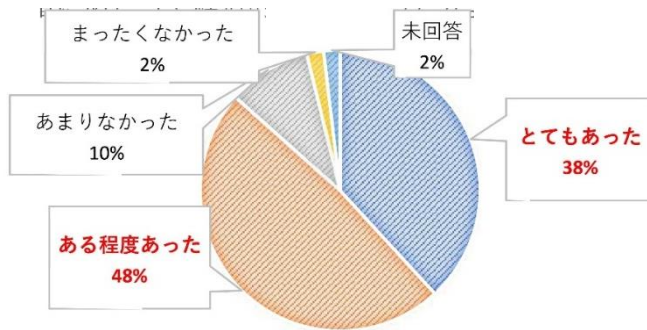
本事業をご利用された方の声

令和6年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和7年6月公表）から、

- ・ 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ・ この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

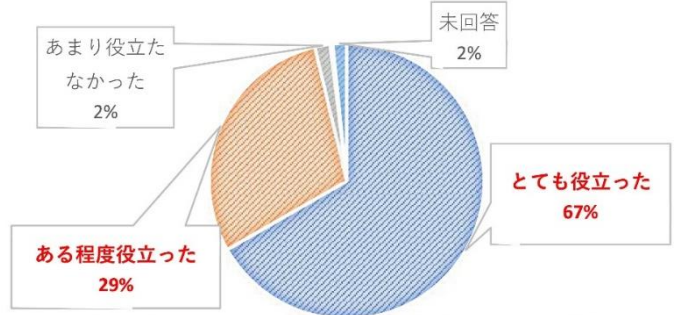
結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和7年6月）

① 結婚にあたって経済的不安があったか



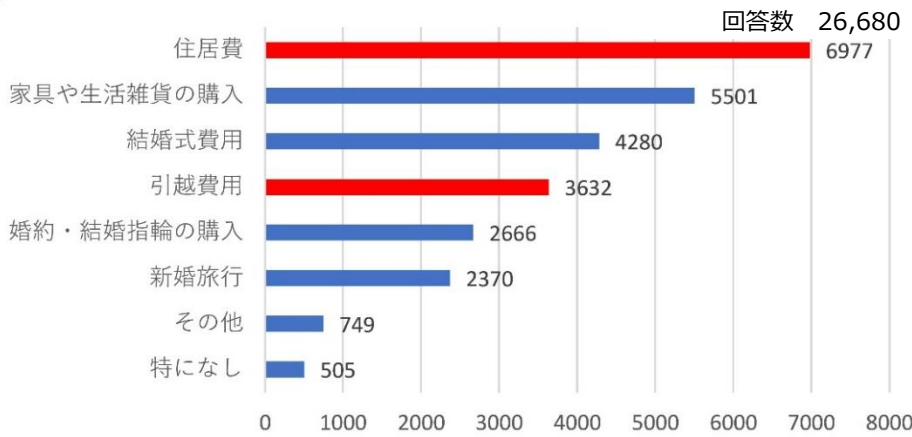
支給世帯数 10,362

③ 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



支給世帯数 10,362

② 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



引用：こども家庭庁ホームページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/koufukin>



申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、伊方町ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】

伊方町保健福祉課 こども・子育て政策係

☎ 0894-38-0217（直通）